

第24回

みね桜まつり 開催

雨天決行（荒天中止）

日時 4月2日土 14時～20時

場所 市役所駐車場・美祢さくら公園

イベント内容

- ♡ 入山アキ子歌謡ショー
- ♡ もちまき
- ♡ ビンゴゲーム

楽しい催し物を企画中!!



ちよるるも来ます!



熱いステージ



出店もいっぱいです。

去年は晴天に恵まれ、多くの方が来場されました。

ご家族、お友達と
みんな一緒に遊びにきてね。

駐車場 吉則駐車場、美祢市商工会、美祢市社会福祉協議会 など

問合せ先 みね桜まつり実行委員会事務局〔美祢市商工会内 ☎0837(52)0434〕

固定資産課税台帳の閲覧及び土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧についてのお知らせ

詳しい閲覧、縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係までお問合せください。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認された人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税説明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

閲覧開始日

4月1日(金)から(土・日曜日、祝日は除く)

※4月1日(金)から5月2日(木)までは手数料は無料

閲覧時間

8時30分～17時15分

閲覧場所

市税務課固定資産税係、美東・秋芳各総合支所市民福祉課市民窓口係及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出張所での電算システムによる固定資産課税台帳の発行が可能です。

閲覧できる人

- ① 納税者
- ② 納税義務者
- ③ 納税管理人
- ④ 納税者と同居の親族(確認が必要となります)
- ⑤ 納税者と別居している親族は委任状が必要です。
- ⑥ 借地人および借家人(確認が必要となります)
- ⑦ 当該権利の目的である土地または家屋について記載された部分のみ
- ⑧ 納税者からの委任状持参の人
- ⑨ 固定資産の処分をする権利を有する一定の人(法の定めによる管理人・管財人など)
- ⑩ 当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ
- ⑪ 賦課期日(1月1日)以後

の新所有者

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間

4月1日(金)～5月2日(木)(土・日曜日、祝日は除く)

縦覧時間

8時30分～17時15分

縦覧場所

美祢地域分→税務課
美東地域分→美東総合支所
秋芳地域分→秋芳総合支所
(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人

- ① 納税者
- ② 納税者から委任を受けた人(必ず委任状を持参してください)
- ③ 納税者と同居の親族および納税管理人(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)
- ④ 納税者と同居している親族は委任状が必要となります。

縦覧方法

- ① 窓口備え付けの縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ② 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、コピーはできませんのであらかじめご了承ください。
- ③ ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 縦覧期間経過後は開示することはできません。

問合せ先 税務課

☎0837(52)5234

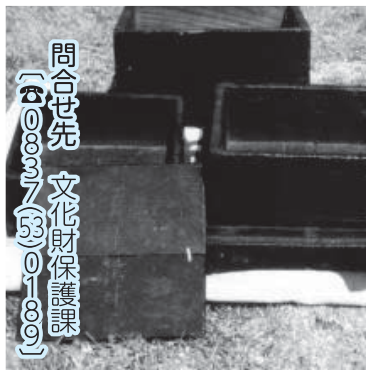
市内の文化財紹介

美東町佐山の山神枅

美東町赤・県指定有形民俗文化財(平成4年指定)

美東町赤佐山地区には、山の畑の作神の犬敷社と、平地の田畑の作神の荒神社があり、いつの頃からか合同の収穫祭(荒神社)が行われるようになりました。祭礼には「お枅渡し」が行われ、赤郷八幡宮の宮司の立会のもと、当屋から次の当屋へと、お枅の引き継ぎが行われます。

この祭礼に伴う資料の記録帳・書類・外箱等が県指定文化財に指定されました。特に、枅が祭具として使用される珍しい祭りで、山神枅は天文9年(1540)の刻銘があり、県下でも最古級の枅です。この枅は、木製黒漆塗の方形枅で、一辺19cm(内法16.5cm)、深さ7cm(内法6cm)で、容積は現在の「升」とほぼ同じです。



問合せ先 文化財保護課

☎0837(53)0189